

電動バイク充電環境促進事業実施要綱

(制定) 令和 7 年 2 月 7 日 6 産労産事第 657 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、二輪自動車及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電動バイクの普及促進に向けて、電動バイクの充電環境の整備を促進するために行う「電動バイク充電環境促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、電動バイクの購入にあわせて専用充電器を購入又はバッテリーシェアリングサービスを利用する者に対し、当該充電器の購入又は当該サービスの利用に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電動バイク 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）であって、次に掲げるものをいう。
 - （1）側車付二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）第 2 条第 4 号に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - （2）第一種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW 以下のものに限る。）
 - （3）第二種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW を超え 1.0kW 以下のものに限る。）
 - （4）軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車であって、定格出力が 1.0kW を超えるものをいう。）
- 2 専用充電器 電動バイクのバッテリー専用の充電器及び充電ケーブルをいう。
- 3 バッテリーシェアリングサービス 事業実施者が電動バイク用のバッテリー交換機・充電器を配備し、複数の利用者が使用済みバッテリーと充電済みバッテリーとを交換するサービスをいう。

- 4 事業者 都内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人（国及び地方公共団体を除く。）又は法人格を有しない団体をいう。
- 5 バイクシェアリング事業 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都が認める事業
- 6 レンタルバイク事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都が認める事業
- 7 リース契約 契約の名称にかかわらず、貸主が借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり対象物を使用収益する権利を与え、借主は、その使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 8 リース事業者 リース契約に基づき、対象物を借主に貸し渡すことを業とする者

第 4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの利用に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- （1）専用充電器を購入（借主としてリース契約を締結することを含む。）又はバッテリーシェアリングサービスを利用する事業者であること。
- （2）電動バイクの普及促進事業又はシェアリング・レンタル用車両 Z E V 化促進事業の交付申請をし、交付決定を受けた者であること。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に初度登録若しくは初度検査又は軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書の初回発行（以下「初度登録等」という。）が行われた電動バイク（中古の輸入車を除く。）にかかる交付申請及び交付決定に限る。

2 助成対象機器及びサービスの要件

助成金の交付対象となる機器及びサービスは、次のいずれの要件も満たすものとする。

- （1）令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 2 月 21 日までの間に購入した専用充電器又は利用契約を締結したバッテリーシェアリングサービスであって、購入日又は契約締結日から起算して 1 年を超えないものであること。
- （2）令和 7 年 4 月 1 日以降に初度登録等が行われ、電動バイクの普及促進事業又はシェアリング・レンタル用車両 Z E V 化促進事業による助成金の交付決定が行われた電動バイクで利用する専用充電器又はバッテリーシェアリングサービスであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のいずれかとする。

- （1）専用充電器の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。
- （2）バッテリーシェアリングサービスの利用に要する経費（消費税及び地方消費

税は除く。)のうち、利用の有無にかかわらず発生する基本料金とし、利用量等に応じて変動する従量料金は含まない。

4 助成金額

電動バイク1台当たり5万円を上限とする。なお、バッテリーシェアリングサービスにおける助成金は最大3年間にわたって交付する。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度から令和12年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則（令和7年2月7日6産労産事第657号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。